

▶ インフルエンザ ▶ 新型コロナウイルス感染症

接種時に**広島市内に住民登録**があり、次の ① ② のいずれかに該当する方

〔広島市から転出した場合、本市の接種券等は使用できません。
予防接種の受け方については、転出先の自治体にご相談ください。〕

対象者

①接種時に **65歳以上** の方（65歳の誕生日の前日から接種可能）

②接種時に **60～64歳** の方で、**心臓、腎臓、呼吸器の機能の障害** 又は **ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害** を有し、その障害が **身体障害者手帳1級相当** である方

▲接種の際、予防接種該当者確認書又は身体障害者手帳が必要です。

接種期間

【インフルエンザ】令和8年10月1日(木) から 令和9年1月31日(日) まで

【新 型 コ ロ ナ】令和8年10月1日(木) から 令和9年3月31日(水) まで

▲上記接種期間中に、

☐ インフルエンザ **1回**

使用するワクチン	接種料金（自己負担額）
標準量インフルエンザHAワクチン	1,600 円

※高用量インフルエンザHAワクチン「エフルエルダ®筋注」は選択できません。

接種回数

使用するワクチン

接種料金

☐ 新型コロナウイルス感染症 **1回**

使用するワクチン	接種料金（自己負担額）
医療機関により異なります。 詳しくは接種を希望される医療機関へ お問合せください。	11,800 円

広島市内又は安芸郡内 の医療機関で接種を希望する場合

以下のものを持参して医療機関で接種を受けてください。

※予約が必要な場合があります。接種を受ける前に、希望する医療機関にお問い合わせください。

☐ 住所、氏名、年齢（生年月日）が確認できるもの

▲ マイナンバーカード、運転免許証等

☐ 〈対象者②に該当する方〉障害の程度が確認できる書類（身体障害者手帳等）

☐ 接種料金（自己負担金）

▲ 生活保護世帯や市民税所得割非課税世帯に属している方は自己負担金が免除されます
（住民票上の世帯全員が市民税の所得割が非課税であることが条件です）。

接種を受ける際に、裏面の書類のいずれかを医療機関に提示してください。

接種の 受け方

（裏に続く）

接種の 受け方 (つづき)

■ 自己負担金免除確認書類（いずれかを医療機関で提示）

- ▶ 自己負担金免除の確認は、医療機関で接種を受ける際に受けてください。
後日、遡って、適用を受けることはできません。

生活保護世帯に属している方

A 被保護者証明書（夜間・休日等受診用） 空色

市民税所得割非課税世帯に属している方

B 市民税・県民税・森林環境税課税台帳記載事項証明書（世帯全員分）

C 介護保険料納入通知書

——令和8年6月末時点で65歳以上の方に送付されています。

※定期接種のための再発行はできません。

——記載されている所得段階が第1段階～第3段階で、令和8年8月以降の日付のもののみ使用できます。

D 後期高齢者医療制度加入者（75歳以上の方等）である場合

- ◆後期高齢者医療資格確認書（有効期限が令和9年7月31日までのもの【紫色】）をお持ちの方
——適用区分の欄に「区Ⅰ」又は「区Ⅱ」の記載があるものに限ります。

※後期高齢者医療資格確認書は、令和8年8月以降、85歳以上の方又は84歳以下でマイナ保険証を普段から利用されていない方に交付されています。

※自己負担限度額等の適用区分は任意記載事項であり、被保険者からの申請がない場合は記載がないため、当該記載のない方については、他の書類等を使用してください。

- ◆「マイナ保険証」を利用されている方など上記に当てはまらない方
——医療機関等がオンライン資格確認で照会することで、免除対象者であることの確認を受けることができる場合があります。

マイナ保険証等によるオンライン資格確認での確認を希望する方は、医療機関でその旨を申し出てください。

※ただし、医療機関で、マイナ保険証等で免除対象者であることが確認できないとされた方は、他の書類を使用してください。

E 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 空色

F 中国残留邦人等支援給付に係る本人確認証 白色

広島市内・安芸郡 以外 の医療機関で接種を希望する場合

事前に手続（※）が必要です。詳しくは各区保健センターにお問い合わせください。

※10月1日(木)から受け付けます。

注意事項

- ・ 接種対象者以外の方や、接種期間外の接種にかかる費用は全額自己負担（任意接種）となります。その場合、健康被害が生じた際に、法に基づく救済を受けることができません。
- ・ 予防接種券のうち、（甲）は医療機関に提出し、（乙）は予防接種を受けたことを証明するものですので、大切に保管してください。

【お問い合わせ先（電話番号）】

▶ 各区保健センター地域支えあい課 平日 8時30分～17時15分

市外局番	中：504-2528	南：250-4108	安佐南：831-4942	安芸：821-2809
082-	東：568-7729	西：294-6235	安佐北：819-0586	佐伯：943-9731